

改悪生活保護法が施行

生活保護の利用を厳しく抑えることを狙った改悪生活保護法が1日、施行されました。生活保護問題対策全国会議（代表幹事・尾藤廣喜弁護士）は「国会答弁や省令で『こ

全国会議呼びかけ

れまでの取扱いと変わらな
い』とされているものも少
くない」として、不当な行政
窓口対応を許さないよう呼び
かけています。

法改悪で申請の厳格化が図
られようとなりましたが、受給
要件や申請手続きは変更あり

なし変更手続き申請・要件給受 しません許対応窓口な不当

ません。自分でつくった申請書でも、口頭での申請でも有効。預金通帳など申請に必要な書類は、従来どおり申請後の提出で問題ありません。

扶養義務についても、これまで同様、扶養は保護の受給要件とはなりません。扶養照会も従来どおりです。

生活保護法78条に基づく不正受給の返還は、これまでは、天引きされませんでした。法改悪により、書面による「申し出」があり、本人の生活の維持に支障がないと福祉事務所が認める範囲で、保護費からの天引きが可能になりました。